

質問第二二号

第二次岸田第二次改造内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年二月七日

浜田 聡

参議院議長 尾辻 秀久 殿



第二次岸田第二次改造内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問主意書

菅政権から岸田政権にかけて、マイナンバーカードについては、政府全体で令和四年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指して、普及に取り組んでいたと承知している。このことを踏まえ、以下のとおり質問する。

一 最新の国家公務員及び地方公務員等のマイナンバーカードの申請・取得率について回答されたい。そしてマイナポータルの利用者登録をしている割合、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている割合について回答されたい。また、当該割合についての政府の認識を示されたい。

二 第二次岸田第二次改造内閣における国务大臣、副大臣及び大臣政務官並びに内閣総理大臣補佐官でマイナンバーカードを取得していない者、マイナポータルの利用者登録をしていない者、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない者について、それぞれの割合及び氏名を示すとともに、当該割合についての政府の認識を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。